

日本基督教団の 諸教会・伝道所のみならずへ

情と理を尽くして、とことん話し合いを！そして、多様性は、混乱ではなく、むしろ豊かさ！これを強みにする！ 真の合同教会をめざして！

藤沢大庭教会信徒 佐藤厚（事務局員）

1. 問題の所在

北村牧師と〈現在の教団執行部〉と、どの点が異なっているのか？

関田・世話人代表のご挨拶（同封の支援会通信第8号参照）にありましたように「情と理を尽くして、とことん話し合いを進める」とともに、根底に「初めに北村牧師排除ありき」があるように感じられます。

すので、現在の教団執行部の考えと、どこが異なっているかの根本原因を考えてみました。

これは、現在の教団執行部の全員が〈同じ信仰の人だけで固めている〉という事からも、今回の問題点が如実に示されています。これは「執行部員の名前を全数連記する投票」という仕組みによって、独占を可能にしています。つまり、多様な意見が反映されていない、排除されているという異常な状態です。

「北村慈郎牧師を支援する会」発行

連絡先：〒242-0022 神奈川県 大和市柳橋 3-3-22 久保方 Tel 090-2669-4219
郵便振替：00270-4-116840 「北村慈郎牧師を支援する会」
ホームページ：<http://www.k-saiban.com> メール：h2kubo@jcom.home.ne.jp

相違点1..

A.. 宗教の世界（魂の救い）だけを最上と考え、他方、政治の世界（この世）をその下と位置づけて、教会の課題としては扱わない。だから、教団の間違いを認めない、戦争責任告白を軽んじる。教勢の拡大・伝道だけに、最大の目標をおく。

B.. 宗教と政治とを分けない。イエスご自身は、宗教と政治を分けていらつしやらない。この世は、神が創造して、これを見て「美（よ）し」とした。そしてこの世は、キリストの主権の下にある。虐げられている人々の存在は、このキリストの主権が侵されていることであり、教会の問題として、正面から取り組む。だからこそ、戦争責任告白を重要視する。教勢と同時に、世のために働く教会を考える。

相違点2..

A.. 「合同」教会ではなく、「統合」教会を求める。

教団は、プロテスタントのいろいろな教派が集まって発足したが、たとえ切り捨てても（一つにしなればならない）と考え（それが、今回の北村牧師免職となった）。

それを実現する手段として、教団信仰告白や教憲教規などを用い、上からの統制で、結束を図ろうとする。新約聖書は多様な信仰を含むので、それらを、矛盾のない、一つの信仰にまとめた、神学・信条を重視する。

B.. 「統合」教会ではなく、「合同」教会を求める。

いろいろな出身教派の良き伝統を大切に考え、無理に一つに統合するのではなく、多様な信仰を認めて、互いに尊重し、更に各個教会の主体性に信頼し、協力し合う、真の合同教会の形成をめざす。新約聖書の多様な信仰は、多様なままで受け留める。結果的に、多様な信仰の教会の集まりとなる。世の中はますます価値観が多様となり、それに応答するためにも多様な教会となる。多様性は、混乱ではない。むしろ恵みであり、強みである。そして、自己絶対化を避け、自分の信仰の反省の契機にもなる。何も恐れる必要はない。

相違点3..

A.. キリスト教の歴史的な伝統を重んじ、受洗者のみの（閉じた聖餐しか）認めない。
B.. 新約聖書の多様な信仰を認めることか

ら、（閉じた聖餐も、開かれた聖餐も、両方を）認める。「洗礼から聖餐に」「聖餐から洗礼に」、この2つの道筋を認める。

以上の様な相違点によって、日雇い労働者の町・寄せ場である（横浜・寿地区）で長い間活動してきた北村牧師の排斥・牧師免職が行われました。表面上の理由は、「開かれた聖餐の執行が教憲教規違反」（注.. 実際は違反ではない）でありますが、主イエスが貧しい人々に奉仕していたことを考えますと、主の食卓（＝聖餐式）で、神の招きに応じて教会の礼拝に集まった人々の中に、排除される人が生じること自体、矛盾していると考えます。現に、この寿地区では、聖餐から洗礼に導かれる方々がいらつしやいます。

そして、一番重要なことは、この（開かれた聖餐、主の食卓）は、紅葉坂教会の総会で決定されたことであり、北村牧師はこの決定に沿って執行していたということですから。そして根本的には、各個教会の決定の尊重が重要です。この教会は、旧・組合派の伝統の教会でありました。（注.. 組合派は、会衆派、組合教会ともいう。各個教会の教会政治において、会衆制とよばれる教

会員の直接民主制に近い制度を採ることが特徴で、各個教会の独立自治を極めて重視する。また、聖書のみに基づき、いかなる教會的・教理的信条にも拘束されない自由を尊重する。）

ここで、教団の全ての教会員に考えて頂きたいのは、「これらの相違点において、あなたは、AとBとのどちらの方向に、日本基督教団を進めていきたいのですか？」ということ。私たちは、今、まさに教団は岐路に立っていると考えます。

更に言えば、重要なことは、Aの立場の人、Bの立場の人、またそれ以外の立場の人、お互いに理解し尊重して、〈自分の信仰を、他の人に押し付けない〉ことです。つまり、自分とは異なる・多様な信仰がある現状を先ず認めて、そこから、なお一致を求めて、忍耐深い対話を続けながら、進みたいと思っております。

2. 教会と新約聖書の成立

信仰上の「ストライク・ゾーン」は、長い長い〈話し合いで〉決められた

そもそも、使徒パウロは、ユダヤ教の聖書（旧約聖書）だけで十分でありました。新約聖書を初めて作ったのは、当時の強力な異端であるマルキオンでした。西暦一四四年ごろ「ルカ福音書とパウロの手紙一〇通」だけで、新約聖書Ⅱ正典とし、信仰の規範としました。このため当時のキリスト教の主流である初期カトリックは、これに対抗する必要が生じました。

この場合、〈正しい信仰を示すための新しい文書を作成する〉のではなく、ユダヤ教を真似て、既に著作されている膨大なキリスト教の〈信仰の書〉の中から、規範Ⅱ正典とすべき文書を選定するという方法を採用しました。これは、公会議〈話し合い〉で決めました。信仰上のストライク・ゾーンを決め、〈その範囲内ならば、正しい信仰〉と認め、仲間としました。たとえば、グノーシス信仰に近くても、ヨハネ福音書の範囲

までは正しいと認める、というように。このため、いろいろな場所で延々と会議をし、三五〇年ごろにほぼ確定しました。その間、新約聖書の範囲には〈信仰の相違で〉出入りがあつた訳で、他の人の信仰に理解を示して調和させて、結果的に〈多様な信仰が含まれる〉ようになりました。

しかし、多様であるが故に、ここで〈或るボールのコースだけが正しい〉として、それで統合しようとする心情がどうしても起こります。たとえばカルヴァンの信仰に近い線で、または、ある信仰告白・信条で、ある神学で、…というように。プロテスタントは、このために、なかなか合同ができませんでした。この日本基督教団は、国家の強制があつたとは言え、この困難な合同を実現するために、教派を超えて集まりました。今、この初心に帰って考える必要があると思えます。最早、逆行は許されません。

同様に、聖餐についても多様な歴史と理解があります。その一つとして、新約聖書学者の荒井献先生の「洗礼と聖餐―その聖書の根拠をめぐって―」(<http://mabune6.exblog.jp/17434610>) 詳細に述べられています。

その結論部分だけを引用すると

「聖餐を受洗者に限ったのは、二世紀初期に成立した『十二使徒の教訓』（ディダケー）において初めてである。しかし、この文書においてさえ、聖餐と愛餐は分離されていなかった。それらが分離され、聖餐がサクラメントの一つとなったのは、4世紀以後の教父時代においてである。

漸く制度的に成立しつつあった当時のキリスト教共同体が、対外的には異教や異端に対して自己を防御する必要に迫られ、対内的には自己のアイデンティティを強化

する手段として、統合儀礼としての聖餐を受洗者に限ったことについては、時代的・

歴史的状况を考慮に入れれば、一定の評価をすることはできよう。しかし、それはあくまでキリスト教がアイデンティティを確立する手段であって、それが共同体形成のために目的化されてしまったなら、キリスト教における入信儀礼としての洗礼は、ユダヤ教における割礼と本質的には異なることになる。」

ですので、聖餐Ⅱ主の食卓についても、歴史に謙虚に学び、お互いに理解を深めて、

一致を求めながら、〈話し合い・対話〉を続けて行くことこそが、現在において、必要と考えております。

最後に、神は私たちの教団を合同教会にふさわしい対話の道に導いて下さると信じて、祈り願っています。アーメン。

《意見書》から

福岡大学法学部教授 浅野直人

（一審判決を受けて、浅野直人氏に「意見書」を書いていただき、高裁に証拠説明書として提出しました。その浅野直人氏の「意見書」の「4. 本件事案の特異性」の部分を、ここに転載させていただきます。）

4. 本件事案の特異性

被告日本基督教団は、一九四一年に、旧宗教団体法の制定にともなって日本のプロテスタント教会三〇余派が合同して成立したものであり、その後の宗教団体法廃止に

よって、一九四六年に新たに教憲を制定し、さらに信仰告白を制定するなどして一体性を確立するに至ったとされる（「日本基督教団成立の沿革」（一九五六年一〇月二六日制定）参照）が、なお、合同教会としての性格を強く有して、一定の幅の中で

はあるものの多様な信仰理解を内包する教団である。このことは、教憲において、「教憲および教規の定めるところにしたがつて、会議制によりその政治を行う」（同四条）と定め、また、「教団総会をもつてその最高の議決機関とする」と定め（同五条一項）、さらにその、「教会的機能及び教務は教団総会の決議ならびに教憲および教規の定めるところにしたがつて教団総会議長がこれを統括する」（同条二項）としていることに現れている（つまり旧教派のもつていたさまざまな政治形態や教会的機能及び教務の執行のいずれかでなく会議による決定という選択をしている）。

本件事案は、もともと二〇〇七年一〇月に日本基督教団総会閉会中、総会の権限に属する常例の事項等を処理するため、総会で選ばれた常議員で構成される常議員会において、原告への退任勧告決議が日本基督教団総会議長の提案で行われ、反対意見をおしきってこれが可決されたことに端を発生し、その後、二〇〇八年七月には、同じく常議員会において、日本基督教団議長の発議によって、原告に対する戒規申立てを行う決議が同じく反対を押し切つて可決され

たことによつて、原告への戒規の手続きが始まったものである。

被告日本基督教団の戒規については、日本基督教団教規（以下「教規」という）一四一条以下は、規定されているが、教規には、戒規の種類と効果の一部分が記されるのみで、規定を別に定める（同一四六条）とされている。そして戒規の詳細は、一九五二年に制定され、その後一九六八年に最終改正された「戒規施行細則」（以下「細則」という）に委ねている。しかし、その細則も、戒告の手続きに関して、教師への戒規の場合には日本基督教団教師委員会の三分の二の同意によつて行われること、戒規を受けた者の不服申立ないし救済に關し、日本基督教団議長への上告の権利を規定し、その場合に議長が常議員会の議を経て選出した審判委員若干名による審判をもつて最終決定とすると定めるのみであり、戒規の申立てをなしうる者の資格等については、何も定めていない（なお信徒の戒規は教会役員会の権限とされ、不服申立ても教区常置委員会へ行うことができる（と定めるのみである））。

この点について、教規四四条二号により、教憲および教規の解釈に關する事項をつかさどるものとされてきた信仰職制委員会は、一九八〇年七月に戒規適用を提訴できる者は誰かとの諮問に対する答申として、教会担任教師の場合は教規一〇二条八号、教規七一条五号にもとづいて、教会役員会または教区常置委員会とする。ただし、役員会が提訴する場合は、教区常置委員会を通じて行うものと答申しており、この答申内容は、印刷公刊されている「教憲教規の解釈に關する先例集」（二〇〇二年九月刊行）にも掲載されて広く知られてきた。そしてまたこの答申は、教会担任教師の戒規については、事情を的確に把握、理解できる立場にある、当該教師の働く場である教会やその地域共同体である教区の機関に委ねることが適当との判断によるものとして、十分に理解可能な内容である。

ところで、前記の二〇〇八年七月の常議員会の戒規申立ての決議については、その後、二〇〇八年一〇月に開催された第三六回日本基督教団総会において、決議の無効を確認する決議が賛成多数で、可決された。戒規の執行への上告の審判を受理すべき日

本基督教団議長が自ら発議したものであつて、手続きの公正さに疑義があり、また、これまでの信仰職制委員会の規定解釈にも反している。常議員会において決議された申立て書は原告が常議員であるところから常議員会として戒規申立てをするとされるが、この論理によれば、信徒である常議員も同様ということとなつて、細則九条一〇条との齟齬も生じることになる。決議は教規によつて常議員会に与えられた権限を逸脱するものである。これらが、決議の提案理由として挙げられており、日本基督教団総会は、この提案理由にある手続き違法の指摘を肯定するとともに、信仰職制委員会の解釈をも肯定したこととなる（なお、多数の賛成者があつたことの背景には、信仰理解がどのようなものであれ、戒規という強硬な手段に対しては適正手続き、慎重な判断がなされるべき、との教団総会の意思が働いたというべきである。さらに同総会には、原告が免職されるまで所屬していた神奈川教区総会の名前で、原告への常議員会からの前記辞任勧告が不当である旨の決議を行うよう議案が提案されていたことにも注意する必要がある）。

ところが、その後、東海教区から、信仰職制委員会に対して、再度、戒規申立て資格について諮問がなされ、規定がないので、特定するためには規定を新設するほかに、との答申がだされ、さらにこの答申の解釈をめぐる教師委員会の諮問に対し、二〇〇九年六月、信仰職制委員会から、規定がない以上は誰でも要請できる。先例集は実務上の指針に過ぎない、正式の発議機関が新たな規則をつくる場合にも、先例を無視することは適當でないが、先例集に縛られるものでもない、との答申が示されている。これをうける形で、二〇〇九年七月、信徒の常議員七名から、教師委員会へ、原告に対する戒規申立てが行われ、これが受理されて、教師委員会は、二〇一〇年一月に免職の戒規を行い、さらに申立て者を

含む常議員会の議を経て選ばれた審判委員が、教師委員会の戒規を妥当とする最終決定を行ったことにより、被告日本基督教団の内部においては戒規が確定するに至つてゐる。このような一連の動きが、二〇〇八年の日本基督教団総会の会期中に起こつたことは、前述の教憲の定める日本基督教団総会の意思に反する手続きが、それぞれ一定の意図のもとに進められ、結果的には、

総会議決で否定されるに至つた、日本基督教団総会議長発議の意図を迂回的手段によつて実現したことになる。

最高裁判例に対する多くの評釈が指摘するとおり、宗教の教義、信仰の内容や解釈に関して司法が介入すべきでないことは、憲法の信教の自由保障の趣旨からも肯定されるべきことであるが、本件事案は、宗教の教義や信仰の内容に入る以前の、手続きの不合理が問題であることは、上記の経過からも指摘できる事柄である。なお、評釈のうちには、宗教団体をめぐる紛争につき、前提問題である宗教上の事項が含まれる場合であつてもこれを却下するのではなく、実体判断をすべきであるが、宗教上の事項に関しては宗教団体の自律的判断を尊重して本案判決にこれを反映させるべき、との有力な見解もある。しかし、そのような立場をとつた場合にも、平等原則や適正手続原則に反する判断までが、自律的判断としては認められることにはならないとされる点では異論がないようである。したがつて原判決には、このような立場からも批判が加えられる余地があるものと考ええる。

二〇一三年五月一日

《高裁不当判決を受けて》

訴訟対策委員長 渡辺英俊

「井戸を掘った人は、その井戸の水を飲むことができなかった。

その井戸の冷たい水で渴きを癒したのは、後から来た人たちだった。」

これは、南アのアパルトヘイト・ミュージアムの展示に添えてあつた言葉だそうです（勝俣誠著『新・現代アフリカ入門』）。アパルトヘイトが撤廃されるまでに、どれだけの人がこの井戸の水を飲むことなく、弾圧の牢中やデモの路上で倒れて行ったことでしょうか。

キリスト教の歴史でも、たとえば聖書を自国語に翻訳するというような、今では当たり前前のことが教会によって禁止され、その禁を犯して処刑された人がいました。それがきっかけでルターのドイツ語訳聖書ができ、宗教改革の大きな力になったことは、歴史に深く刻まれた記憶です。

北村牧師を初め、わたしたちの多くが実行している「オープン聖餐」も同じだと思います。おそらく何時の日か、それが当たり前（「正しい」）ではなく「多数意見」のこととなって、人びとがお茶を飲みながら、「昔の教団執行部は、何が怖くて北村牧師を免職になんかしたんだろう」と語り合う日が来るでしょう。わたしたちは、そういう未来を見通しながら、今の闘いに取り組んでいるのだと思います。

私が確信を持つてこう言えるのは、私が横浜の寄せ場「寿」に身を置いているからです。寄せ場は未来を映し出す鏡のような場所です。海外からの出稼ぎ労働者の存在がいち早く顕在化したのもここでしたし、人口の六〇%が高齢者という高齢化社会の行く先を示しているのもここです。生活保護の切り下げでだれが真っ先にどんな被害を受けるかを、顔見知りの〇〇さんの問題

として教えてくれるのもここです。

こういう場所で「伝道所」を設け、礼拝を守っていて、いざこれから食事、それに先だって聖餐式……という場面で、地元の仲間の出席者に対して「あなたは洗礼を受けていないからメシを食わさねえ」なんて、口が裂けても言えない。そういう場にお身をおいていると、「聖餐」の将来も、「どなたでもいっしょにいただきたい」になるほかないことが見通せるのです。

北村牧師は、神奈川教区の寿での取り組みの責任者を長くして来ました。それがどんなに重要なことかを、教団現執行部も、東京地裁・高裁の裁判官も理解できなかったようです。被害者・少数者の立場から事柄を見る視点を持たなかったら、「正義・真理」は抑圧の別名に転落するのです。「悔い改め」を神から求められているのはどつ

ちなのだ……と言いたいところです。

残された最後のチャンスを最高裁に求めたいと思います。こんなずさんな門前払いで、個々人の裁判を受ける権利はどうなるのですか。具体的な金額に換算できるような被害を受けているのに、そのような不利益処分の適正手続きを審査しないのは、判例に違反しているのではないですか……という問いを、最高裁にぶつけるためです。勝ち負けを別にして、言うべきことをきちり言い抜いて置きたいと思います。北村牧師やわたしたち自身は、この井戸の水を飲むことができないかも知れませんが、しかし、後から来る人たちのために、今、この井戸をしつかりと、深く掘っておきたいと思えます。

《後記》

・上記の3つの文章は、「北村慈郎牧師を支援する会」がお願いして、それぞれの立場からの見解を書いていたものです。

・最初の文章は、支援会神奈川世話人会・事務局会で、裁判闘争と共に教団の中で今後どう取り組んでいったらよいかを話し合ったとき、佐藤厚さんから出た意見を、ご本人に文章化してもらったものです。佐藤厚さんの文章には、最初に「以下は個人的な見解です。念のため。」という但し書きが書いていましたが、ここでは割愛させていただきました。

・二つ目の文章は、控訴審に原告側からの「証拠説明書」として出した福岡大学法学部教授浅野直人氏の「意見書」の一部です。特に浅野直人氏が指摘しておられる、北村慈郎牧師を戒規免職処分にしたプロセスにおいて、その「一連の動きが、二〇〇八年の日本基督教団総会の会期中に起こったことは、…教憲の定める日本基督教団総会の意思に反する手続きが、それぞれ一定の意図のもとに進められ、結果的に、総会議決で否定されるに至った、日本基督教団総会議長発議の意図を迂回的手段によって実現したことになる」という指摘にご注意いただきたいと思えます。北村慈郎牧師は、この手続きの不当性を裁判所に訴えています。一審も二審も実体審理に入らず、その訴

えが「法律上の争訟に価しない」という入口の判断で却下しています。

・三つ目の渡辺英俊さんの「高裁不当判決を受けて」は、七月一〇日控訴審判決報告集会での発言をまとめていただきました。洗礼を受けていない人も希望すれば配餐を受けることのできる聖餐式は、そのために戒規免職処分を受けた北村慈郎牧師だけが執行しているというではありません。教団の教会の中には、そのような聖餐式の執行を主体的に決断して行っているところも少なくありません。教団はその現実を認めて、聖餐についての論議の場を設けて、話し合いによる解決を求めていくべきです。

・「北村慈郎牧師を支援する会」としては、北村慈郎牧師戒規免職処分の不当性をよくご理解いただき、それぞれの場から、現在の教団執行部の強権的な姿勢を変え、運動を起こしてもらいたいと願い、この通信第8号別冊をまとめて、通信第8号と共に、教団諸教会・伝道所の皆さんに配付させていただきました。

二〇一三年八月二六日

北村慈郎牧師を支援する会